

江東区立中学校等外国人講師派遣事業実施要綱（案）

昭和61年5月1日

江教学指発第81号

（目的）

第1条 この要綱は、江東区立中学校23校及び義務教育学校、有明中学校と施設一体型連携教育校である有明小学校の英語科や外国語等における「聞くこと、話すこと」を重視した言語活動を充実させるため外国人講師を派遣する江東区英語科外国人講師派遣事業（以下「事業」という。）を実施することにより、生徒に生きた英語の力を習得させることを目的とする。

（実施方法）

第2条 事業の英語科指導は、文部科学省が告示する学習指導要領に即したものとし、江東区教育委員会が前条の目的を達成するために適当と認める事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して行うものとする。

2 委託事業者は、事業の対象となる区立学校に対し、英語教育の資格を有する外国人講師を派遣する。

（対象校等）

第3条 事業の英語科指導の対象校、学年及び時数は、別表のとおりとする。

2 前項の英語科指導のほか、区は委託事業者との協議により特別活動における英語科指導等に対しても、外国人講師の派遣を委託することができる。

（実施期間）

第4条 事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（ワークショップ研修）

第6条 委託事業者は、事業の円滑かつ効果的な運営及び教員と外国人講師との連携を図るため、ワークショップ研修を実施する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

別表（委託内容）

(1) 全中学校（23校）・義務教育学校（後期課程）

	項目	時間数・内容
1	英語科指導	1学級あたり35時間 ※特別支援学級は1学級あたり5時間
2	英語科教員を対象とした研修会	1回2時間・年間5回実施
3	特別活動指導等	上記英語科指導の時間数を超えない範囲で、受託者と教育委員会の協議による

(2) 有明小学校・義務教育学校（前期課程）

	項目	時間数・内容
1	学習指導	第1学年から第2学年は1学級あたり12時間 第3学年から第4学年は1学級あたり18時間 第5学年及び第6学年は1学級あたり35時間 ※特別支援学級は1学級あたり5時間
2	担任教員を対象とした研修会	1回2時間・年間5回実施

(3) 指導時間が上記の時間数に達しない場合の対応については、受託者と教育委員会の協議のうえ決定する。

付 則

この規程は平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。